



発行 東京都

目次

17

規則

○非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則…

（総務局人事部制度企画課）…

規程（交）

○東京都交通局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程…

規程（下水）

○東京都下水道局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程…

規則

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月二十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十二号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項を次のように改める。

4 前項に規定するもののほか、次に掲げる場合は、特別職非常勤職員に対する第一種報酬の減額を免除するものとする。

一 勤務時間条例第十六条に規定する夏季休暇に相当する休暇を承認されている場合  
二 前号に掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認める場合

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則第十五条第四項の規定は、令和二年三月六日から適用する。

規程（交）

●交通局規程第三十号

東京都交通局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月二十四日

東京都交通局長 土 淵 裕

東京都交通局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程（平成二十七年交通局規程第九号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項を次のように改める。

4 前項に規定するもののほか、次に掲げる場合は、特別職非常勤職員に対する第一種報酬の減額を免除するものとする。

一 東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年交通局規程第十四号）第二十六条に規定する夏季休暇に相当する休暇を承認されている場

合

二 前号に掲げるもののほか、局長が特に必要と認める場合

附則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の東京都交通局非常勤職員

の報酬及び費用弁償に関する規程第九条第四項の規定は、令和二年三月六日から適用する。

### 規程(下水)

#### ●東京都下水道局管理規程第六号

東京都下水道局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月二十四日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程(平成二十七年東京都下水道局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項を次のように改める。

4 前項に規定するもののほか、次に掲げる場合は、特別職非常勤職員に対する第一種報酬の減額を免除するものとする。

- 一 東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都下水道局管理規程第二号)第三十条に規定する夏季休暇に相当する休暇を承認されている場合
- 二 前号に掲げるもののほか、局長が特に必要と認める場合

#### 附則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の東京都下水道局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程第九条第四項の規定は、令和二年三月六日から適用

する。

発行所  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号  
163-8001

定価  
本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号  
113-0001

